

甲賀市高齢者介護予防 ボランティア・ポイント制度

甲賀市では、ボランティア活動を通じて介護予防を促進するとともに、元気な高齢者が暮らす地域社会になることを目的とし、「高齢者介護予防ボランティア・ポイント制度」を実施しています。

ボランティア活動の時間に応じてポイントがつき、集めたポイントで地域の特産品に交換することができます。

- ★自分の趣味や得意なことを役立てた活動がしたい
- ★ボランティア活動をしたいけど、きっかけがない
- ★定年退職したけど、まだまだ社会参加したい
- ★家に居てばかりなので、仲間を作りたい
- ★健康のために体を動かしたい などなど…募集!!



対象者

- ① 65歳以上の市内在住の方
- ② 介護保険料の未納または滞納をされていない方（申請書提出後に確認をさせていただきます。）
- ③ 介護保険等を申請していない方
（要介護認定、またはそれに準ずる制度を受けていないこと）

申請登録 方法

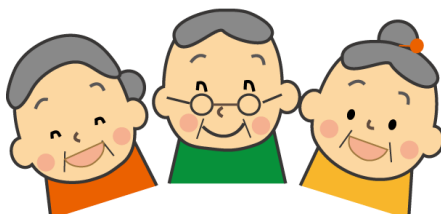
ボランティア・ポイント制度利用には、事前に申請登録が必要です。
申請希望の方は、申請書を提出してください。
申請書は、社会福祉協議会でお渡ししています。
詳しくは、裏面お問合せ先までご連絡下さい。
所定の申請書を提出していただいた後に、対象者用件を満たしている方に対し、研修会のご案内をさせていただきます。

制度内容

指定された施設でボランティアとして活動しポイントを取得します。
活動時間に応じたポイントで特産品と交換できる引換券を発行いたします。

喜んでもら
えて嬉しい

健康に過ごす
ことができる



ボランティア仲間と
出会い、交流できて
楽しい!

ボランティア活動の内容（一例）

- ・施設のレクリエーション（ゲーム、歌、手芸、囲碁、将棋の相手、催事の手伝い）
- ・施設内での話し相手、傾聴
- ・施設食堂内でのお茶出し、配膳、下膳
- ・施設内の清掃等（掃除、窓拭き、洗濯たたみ、草引き、草刈り等）
- ・特技披露（楽器演奏、歌、紙芝居、歌謡舞踏、腹話術等）
- ・施設が所有する農園の田んぼ、畑作業（野菜栽培、収穫、草引き、草刈り等）

【 制度の流れ 】

甲賀市 社会福祉 協議会

① 登録申請書提出

② 対象要件の確認
③ 決定通知

④ ボランティア研修
⑤ 制度登録証発行

⑧ ポイント交換
⑨ 引換券の発行

⑩ 引換券で
お買い物

商品交換店

★ポイント★

ボランティア活動 1 時間で 1 ポイント。
1 回につき 2 時間 (2 ポイント) まで
ポイント交換は、年度に 50 ポイントを
上限として 10 ポイント毎に、引換券と交
換します。

ボランティア

（65 歳以上の市内在住で
要介護認定を受けていない
方）
ボランティア活動を行い、
ポイントを集めます。

⑥ ボランティア活動

⑦ ポイント付与

活動受入機関

（※指定された施設のみとなります）

特別養護老人ホーム、老人保健施設、
デイサービス、障害者施設、NPO 法人
の農園等

【お問合せ】○甲賀市社会福祉協議会 地域福祉課 TEL：76-3287

〒528-0005 甲賀市水口町水口5609（水口社会福祉センター内）

○土山地域福祉活動センター TEL：66-2001

〒528-0211 甲賀市土山町北土山1715（土山地域市民センター3F）

○甲賀地域福祉活動センター TEL：88-2942

〒520-3431 甲賀市甲賀町大原中886（かふか生涯学習館内）

○甲南地域福祉活動センター TEL：86-6035

〒520-3308 甲賀市甲南町野田810（甲南地域市民センター3F）

○信楽地域福祉活動センター TEL：82-8031

〒529-1851 甲賀市信楽町長野1252（信楽開発センター2F）